

(公印省略)

障福第1466号

令和4年1月4日

各登録特定行為事業者 代表者
各登録喀痰吸引等事業者 代表者 殿
各登録研修機関 代表者

大分県福祉保健部障害福祉課長

介護職員等による喀痰吸引等における研修区分の取扱いの見直しについて

平素から、本県の福祉行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護職員等による喀痰吸引等制度の運用において、本県ではこれまで ALS 等の重度障がい児・者等へのたんの吸引等の実施には特定の者対象の認定を要するとし、第3号研修の受講を案内して参りました。しかし、実地研修が頻回となることに対する受講生や事業者等関係者の経済的・時間的な負担はもとより、利用者本人の身体的負担等を考慮し、研修区分の取扱いを下記のとおり見直すこととしますのでご了知いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

第1号又は第2号研修修了による不特定多数の者対象の認定により ALS 等の重度障がい児・者に対するたん吸引等の行為を可能とする。また、介護福祉士(注)による行為も同様とする。

ただし、人工呼吸器装着の部位を対象とする行為については機器の取扱いを含め個別性が非常に高いため、従来どおり第3号研修を必須とする。

(注：介護福祉士登録証に実施可能なたん吸引等の行為の付記を受けた介護福祉士)

2 適用期日

令和4年1月4日から適用する。

3 留意事項

- ・不特定多数の者対象の認定により ALS 等の重度障がい児・者等への行為を実施する際には、事前にかかりつけ医等の医療関係者や利用者本人又は家族等と情報共有をして注意点を把握した上で簡易なシミュレーターを利用した現場演習を行なうなど、利用者の個別性を十分に勘案し、かつ安全性を確保した体制で臨むこと。
- ・ALS 等の重度障がい児・者等に対して第1号及び第2号研修の実施研修評価基準で示す手順での実地研修を実施することは、その個別性に鑑み適当ではないため、同研修の実地研修の対象者とするのは不可とする。

【 補 足 】

(1) たん吸引等研修の区分

○不特定かつ多数の利用者に対してたん吸引等を実施する場合

- ・第1号又は第2号研修を受講

○利用者がALS等の重度障がい児・者等、介護職員との個別な関係性を重視する場合

- ・次の①又は②を選択可

①第1号又は第2号研修を受講

(ただし実地研修の対象者は個別な実施手順を必要としない者とする)

②特定の利用者の必要とする行為について第3号研修を受講

○利用者が人工呼吸器装着者の場合

- ・人工呼吸器装着部位への行為については第3号研修を受講

(第1号又は第2号研修修了の認定従事者、又は介護福祉士であっても必須)

(2) 認定による実施可能な範囲の区分

○不特定多数の者対象の認定(第1号または2号研修修了)

- ・不特定多数の者に対して行為の実施が可能(ALS等の重度障がい児・者等を含む)
- ・人工呼吸器装着者への行為は不可

○特定の者対象の認定(第3号研修修了)

- ・認定を受けた特定の利用者への行為のみ実施可能
- ・人工呼吸器装着者については認定を受けた特定の利用者への行為のみ実施可能

【問合せ】

大分県障害福祉課 自立・療育支援班

担当：永松

電話：097-506-2731